

消教地第128号  
平成30年3月28日

熊本県知事 殿

消費者庁長官  
(公印省略)

平成28年熊本地震に対応した「平成30年度地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」等の弾力的運用について

「地方消費者行政強化交付金」、「地方消費者行政推進交付金」(以下「両交付金」という。)の管理・支出等に係る事業等については、「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」(以下「事業実施要領」という。)「地方消費者行政推進事業実施要領」(平成30年3月28日最終改正。以下「実施要領」という。)に基づき、また「地方消費者行政活性化基金」(以下「基金」という。)の管理・支出等に係る事業等については「地方消費者行政活性化基金管理運営要領」(平成30年3月28日最終改正。以下「運営要領」という。)に基づいて実施していただいているところです。

平成28年熊本地震による被害の状況等を踏まえ、消費者庁としては、事業実施要領、実施要領及び運営要領について、別紙のとおり取り扱うこととしましたので通知いたします。

なお、「平成28年熊本地震に対応した「地方消費者行政推進事業実施要領」及び「地方消費者行政活性化基金管理運営要領」の弾力的運用について」(平成29年3月28日付け消教地第99号)については、本通知をもって廃止することといたします。

貴県におかれましては、この通知の内容を管内市町村等と共有していただくとともに、必要に応じて貴県の関係規定を整備の上、平成28年熊本地震からの復旧・復興のために交付金及び基金を有効に活用していただければ幸いです。

なお、本通知に関するお問合せは、消費者庁消費者教育・地方協力課までお願ひいたします。

平成 28 年熊本地震に対応した「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」、  
「地方消費者行政推進事業実施要領」及び「地方消費者行政活性化基金管理運営  
要領」の弾力的運用について

1. 熊本地震前の機能を回復するために実施する事業への活用（熊本県に限る。）（事  
業実施要領別添 1、実施要領別添 1 及び、運営要領別添 1 関連）

事業実施要領別添 1 及び実施要領別添 1 において、「推進事業については、消費  
者行政の強化のために必要な事業であって、既に実施している事業に係る予算を肩  
代わりするものではない。なお、「消費者行政の強化」については、特段の定めが  
ない限り、消費者行政推進のための地方消費者行政活性化基金条例制定時における  
機能を基点として、そこから強化を図る部分を指すものとする。」と規定し、また、  
運営要領別添 1 において、「活性化事業については、消費者行政の強化のために必  
要な事業であって、既に実施している事業に係る予算を肩代わりするものではない。  
なお、「消費者行政の強化」については、特段の定めがない限り、消費者行政活性  
化のための基金条例制定時における機能を基点として、そこから強化を図る部分を  
指すものとする。」と規定しているところであるが、平成 28 年熊本地震により消費  
者行政に係る機能に支障があった場合においては、当該機能を回復するために平成  
29 年度までに立ち上げた事業及び平成 30 年度において実施する新規の事業につい  
ても、活用できるものとする。

2. 事業実施要領、実施要領及び運営要領別添 1 の 1. から 6. までの規定の読み替え  
について（熊本県に限る。）

1. から 6. 中「平成 29 年度末までに」を「平成 30 年度末までに」に読み替えて適用する。

1. (2) ①中「消費生活センターを追加的に設置し、相談事業を実施しようと  
する市町村等」とあるのは「消費生活センターを追加的に設置し、相談事業を実施  
しようとする地方公共団体」と、「消費生活センターの一層の機能強化を図ろうと  
する市町村等」とあるのは「消費生活センターの一層の機能強化を図ろうとする地  
方公共団体」と読み替えて適用する。

1. (2) ②中「消費生活センターを設置する市町村等」とあるのは、「都道府県  
及び消費生活センターを設置する市町村等」と読み替えて適用する。

1. (2) ③中「苦情処理委員会を設置する市町村等」とあるのは、「都道府県及  
び苦情処理委員会を設置する市町村等」と読み替えて適用する。

2. (2) ①実務的研修の実施中「管内の市町村等を支援するために」とあるのは、  
「管内において」と読み替えて適用する。

3. (2) ①研修開催（都道府県）及び③研修参加支援（都道府県）中「管内の市町村等の取組を支援するために、管内の」とあるのは、「管内の」と読み替えて適用する。

4. (1) 事業内容中「平成 24 年度末」とあるのは、「平成 30 年度末」と読み替えて適用する。

3. 両交付金の支出限度額及び交付金相当分の取崩しの限度額について（事業実施要領第 2 (1) ⑤イ関連、実施要領第 2 (1) ⑤関連、運営要領第 2 (4) ⑤関連）

事業実施要領第 2 (1) ⑤イにおいて「推進事業に係る交付金等の支出については、支出を行う年度の都道府県の消費者行政経費（決算（見込み）ベース）及び当該都道府県の管内の市町村等の消費者行政経費（決算（見込み）ベース）の合計額の 2 分の 1 相当を上回らない額（以下「支出限度額」という。）を限度とする。ただし、事業計画作成時は、予算ベースの額を計上することとする。

なお、支出限度額の算出に当たっては、交付金等には消費者行政活性化のために都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）のうち、地方消費者行政活性化交付金により造成した部分（以下「交付金相当分」という。）を取り崩した額及び地方消費者行政推進交付金で実施する事業における交付金充当額（国が提案する政策的テーマに対応した地方公共団体の先駆的な事業を除く。）を含むものとする。」と規定し、実施要領第 2 (1) ⑤において、「④の場合における交付金等の支出については、支出を行う年度の都道府県の消費者行政経費（決算（見込み）ベース）及び当該都道府県の管内の市町村等の消費者行政経費（決算（見込み）ベース）の合計額の 2 分の 1 相当を上回らない額（以下「支出限度額」という。）を限度とする。ただし、事業計画作成時は、予算ベースの額を計上することとする。なお、支出限度額の算出に当たっては、交付金等には消費者行政活性化のために都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）のうち、地方消費者行政活性化交付金により造成した部分（以下「交付金相当分」という。）を取り崩した額及び地方消費者行政強化交付金で実施する推進事業における交付金充当額を含むものとする。」と規定し、また、運営要領第 2 (4) ⑤において、「④の場合における交付金相当分等の取崩しについては、取崩しを行う年度の都道府県の消費者行政経費（決算（見込み）ベース）及び当該都道府県の管内の市町村等の消費者行政経費（決算（見込み）ベース）の合計額の 2 分の 1 相当を上回らない額（以下「取崩限度額」という。）を限度とする。ただし、事業計画作成時は、予算ベースの額を計上することとする。なお、取崩限度額の算出に当たっては、地方消費者行政強化交付金で実施する推進事業における交付金充当額及び地方消費者行政推進交付金で実施する事業における交付金充当額（国が提案する政策テーマに対応した地方公共団体の

先駆的な事業（以下「先駆的事業」という。）を除く。）を含むものとする。」と規定しているところであるが、熊本県については、3分の2相当を上回らない額を限度とする。

#### 4. 活用期間について（事業実施要領別添2関連、実施要領別添2関連、運営要領別添2関連）

平成30年度に新規に立ち上げた事業の実施期間については、事業実施要領別添2、実施要領別添2及び運営要領別添2に規定する活用期間内であっても、平成39年度までとする。